

## 舞鶴市第2組目のパートナーシップ宣誓証明書の交付をしました

舞鶴市では、多様な個性や生き方を尊重し、安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指して、令和7年4月1日に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を施行しましたが、この度、二組目の制度利用者となる舞鶴市内在住の女性カップルに対し、市長から直接、宣誓証明書の交付を行いました。

1. 宣誓日 令和8年4月16日
2. 宣誓者 舞鶴市内在住の女性お二人  
※お二人のプライバシーに配慮し、個人情報控えさせていただきます。
3. 交付日 令和8年5月19日
4. 制度概要 戸籍上の性別が同一である二者が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度。要件が認められたお二人には、宣誓証明書を交付。また、それぞれに宣誓証明カードを交付する。
5. コメント 先行して導入されていた他自治体の事例を拝見しながら、この舞鶴市でも同様の制度が創設されることを切望しておりました。最近、多様性を尊重する社会の機運に後押しされ、当事者が抱える生きづらさも緩和されつつあることを肌で感じております。現在はまだ法律上の婚姻とは異なりますが、今後、市の行政サービスにおいて、婚姻関係に準じた支援やサービスがより一層拡充されることを願っております。

